



有価証券届出書の作成に当たっての 留意事項について

関東財務局 理財部 統括証券監査官
【令和6年2月現在】

凡例

金商法⇒金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号)

開示府令⇒企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年1月30日大蔵省令第5号)

開示ガイドライン⇒企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)

※有価証券届出書の作成に当たっては、金融商品取引法令のみならず、他の法令等の規制も受ける場合もあり、その制度は複雑・多岐に亘っていることから、法令等に違反することの無いよう、場合によっては、弁護士等の専門家にご相談ください。

1. 有価証券取得勧誘と有価証券届出書の効力発生



- ①有価証券の届出をすることにより、**取得の勧誘が可能**。
- ②有価証券の届出の効力が発生することにより、有価証券を**取得させたり、売り付けることができる**。

取得の勧誘の例(開示ガイドライン4-1)

- ◆ 文書の頒布
- ◆ 口頭による増資説明会
- ◆ 新聞、インターネット等による広告

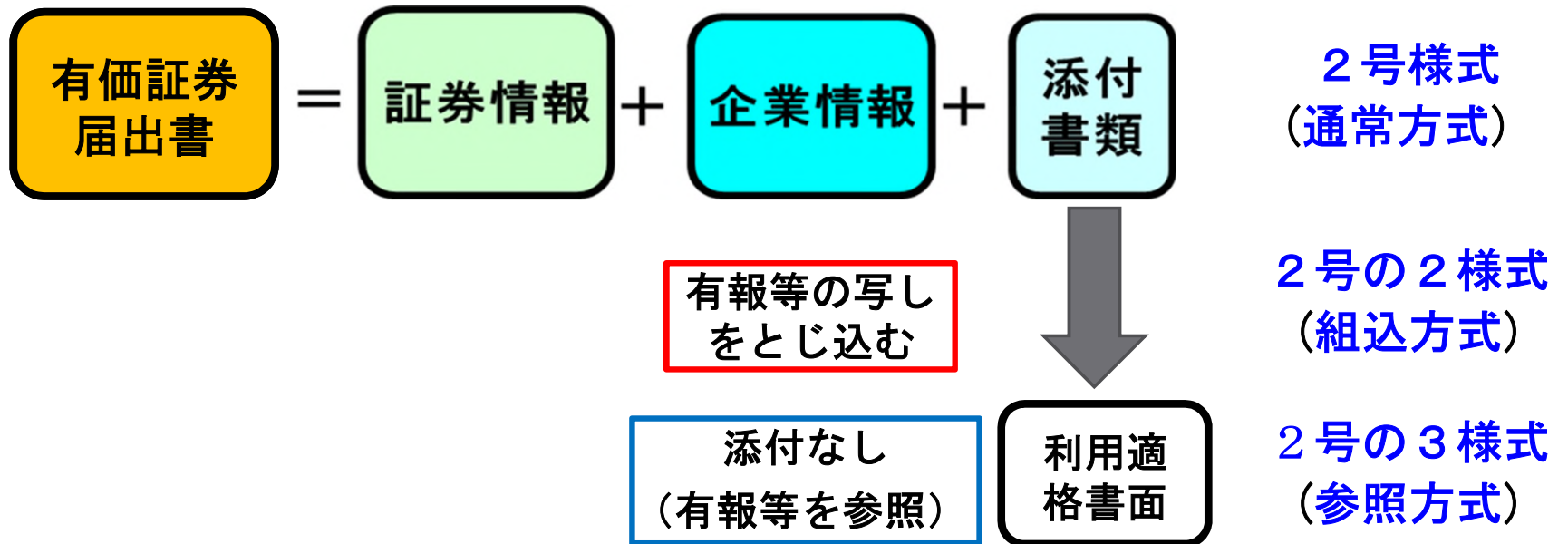
※原則であり短縮が認められる場合がある。

⇒適時開示等

記載内容に勧誘に当たると考えられる表現が含まれている場合はタイミングに注意

2. 有価証券届出書の構成と待機期間の短縮

2



要件

参照方式※・組込方式の場合：1年間の継続開示の履行状況

◆適正に開示義務を履行(開示ガイドライン5-26)……→ 提出遅延、虚偽記載による訂正等

待機期間

※参照方式は利用適格書面において周知性要件を満たす必要

参照方式・組込方式の場合短縮可(中7日)(開示ガイドライン8-2①②③)

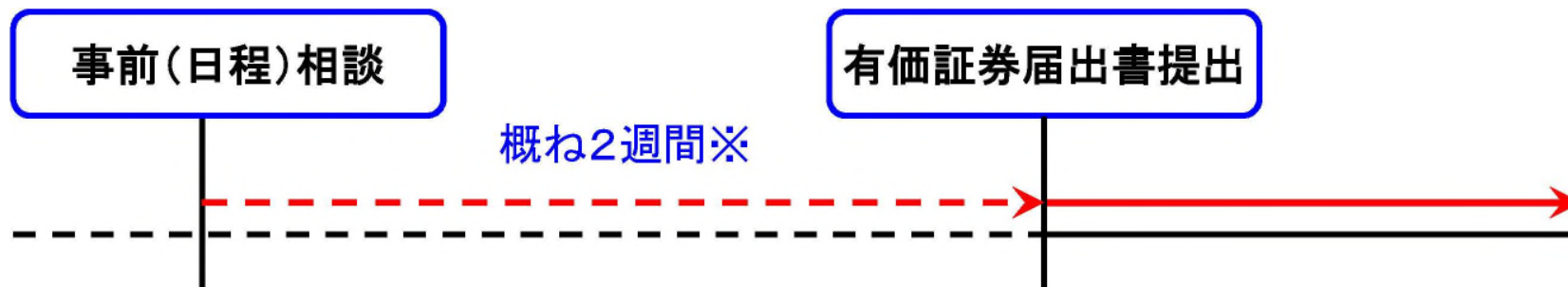
◆あらかじめ申し出(日程表の提出)

特に周知性の高い企業：待機期間の撤廃(開示ガイドライン8-3)

審査対象第三者割当：待機期間の短縮原則不可(開示ガイドライン8-2④)

3. 有価証券届出書提出までのタイムスケジュール

3



事前(日程)相談の目的

- ◆ 提出日、効力発生日等日程の確認(日程表)
- ◆ 有価証券届出書の記載内容の確認(ドラフト)

事前(日程)相談の意義(開示ガイドライン1-2-4前段)

有価証券届出書提出後に記載内容に重要な事項の不備が見つかり、訂正届出書の提出がされた場合、効力が予定どおりに生じない場合がある。

事前(日程)相談の注意点(開示ガイドライン1-2-4後段)

- ◆ 記載上の主要な論点について行なわれるもの。
- ◆ 記載内容全てを事前に確認するものではない。
- ◆ 記載内容について、真実性・正確性等を保証するものではない。

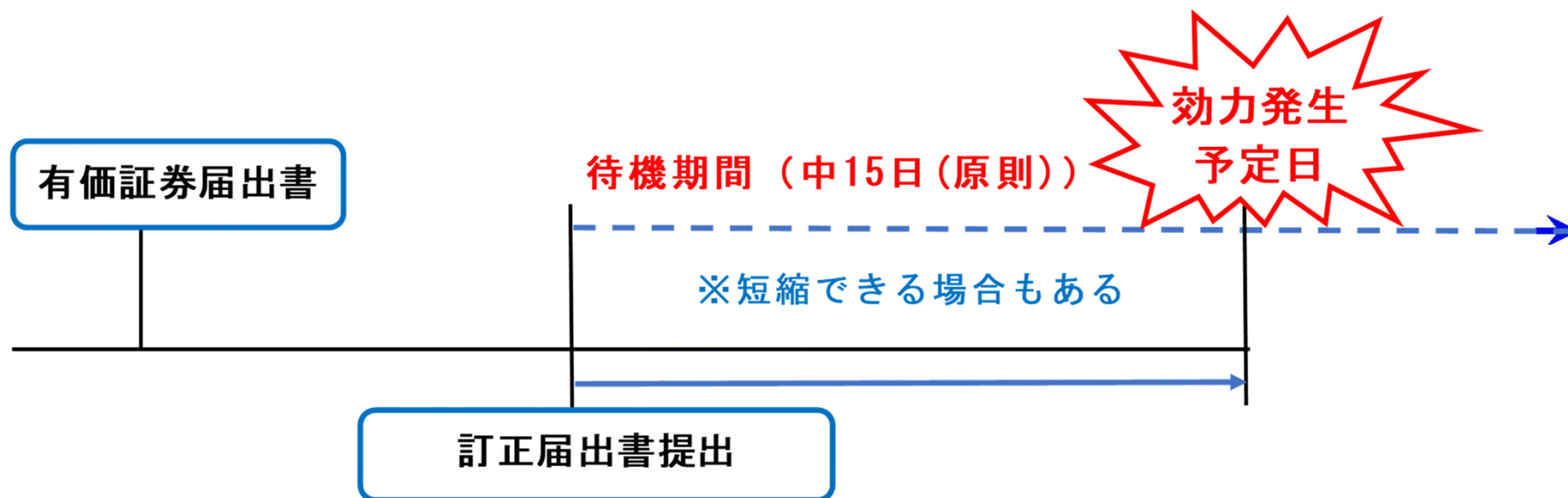
取り下げの
可能性！

※組込・参照方式の場合(未確定事項が少ない場合)概ね2週間(通常方式は1ヶ月)。

※審査対象第三者割当等については、1ヶ月を超過する場合もあるので極力お早めに。

4. 有価証券届出書提出後のタイムスケジュール

4



- ◆ 金商法第8条第2項の規定により、訂正届出書が提出された場合には、有価証券届出書が提出されたものとみなされ、原則として、訂正届出書提出後、中15日で効力が発生する。
- ◆ 金商法第8条第3項の規定により、内閣総理大臣は、一定の要件を満たす場合には、いわゆる「期間短縮」を行い、中15日に満たない期間で効力を発生させることができる。

5.訂正届出書の提出と期間短縮

訂正届出書が必要な場合

重要な事項の訂正など **開示ガイドライン7-1~**

- ◆ 証券情報・企業情報の重要な変更、参照書類の提出等

下記効力発生短縮要件
④に注意

訂正届出書に係る効力発生短縮の要件 **開示ガイドライン8-4**

- ①証券情報に関する事項に係る訂正⇒原則中1日(営業日)
- ②・ブックビルディング方式等による発行価格等の訂正⇒原則当日又は翌日
 - ・IPOにおいて、売価格、売出数、募集・売出の総額が一定の範囲内の訂正⇒原則当日又は翌日
- ③発行数の増減⇒原則中3日(営業日)
 - ②に伴う⇒当日又は翌日、軽微⇒中1日(営業日)
- ④重要な事項、証券情報以外の事項等の訂正⇒原則中3日(営業日)
 - 軽微な事項⇒中1日(営業日)

いずれも予め開示され、投資者が容易に理解できる場合に限られる

軽微であることが投資者に分かる必要
開示ガイドライン7-12

※ただし、当該取扱いが適当でないと思われる場合は、この限りではない。

6. 第三者割当の審査

開示ガイドラインに基づき、重点的に審査する場合がありますので、ご留意願います。

詳細については、開示ガイドラインの該当箇所をご確認ください。

7. その他留意事項

(1) 無届募集等

無届募集等の法令違反は、罰則の対象となる場合があります。

(2) 基本的な情報を記載しない届出書の提出 (開示ガイドライン7-14)

(参考)開示府令第9条

有価証券の基本的な情報を記載せず有価証券届出書を提出した上で、勧誘を開始することができる場合がありますが、これらが充足され、かつ、必要な待期期間を経過しなければ、効力は発生しないので留意が必要です。

(第三者割当における割当先、申込期間 等)